

## 国際会議等代表旅費規則

- 1 定款第4条（5）及び（6）に基づく国際学術団体との連絡及び協力，また，国際的な研究協力の推進のため，国際的な学術団体の，会議・講演会等に公益社団法人日本心理学会代表として出席するための旅費について定める。
- 2 旅費の支給は次の各号による。
  - （1）別に定める団体の理事会出席の理事，総会出席の代表等の参加費・旅費は全額支給する。
  - （2）上記団体において，日本心理学会常務理事会の推薦による講演者等については，参加費，旅費を支給する。
  - （3）（1），（2）以外で，常務理事会が特に必要と認めた者には，参加費，旅費を支給する。
- 3 国際会議終了後2カ月以内に領収書を提出し，理事長宛に報告書を提出する。
- 4 本規則の改正は，常務理事会の承認を得るものとする。

### 附則

- 1 本規則は，平成19年4月1日施行の国際会議，国際会議参加者への旅費支給，補助等に関する内規を改正したものである。
- 2 本規則は，平成23年1月30日より施行する。
- 3 本規則は，平成23年4月1日より施行する。

-----  
国際会議等代表旅費規則第2条(1)の国際的な学術団体は以下の通りとする。

国際心理学連合（International Union of Psychological Science：IUPsyS）  
国際応用心理学会議（International Association of Applied Psychology：IAAP）  
国際テスト委員会（International Test Commission：ITC）